

生産環境総合対策事業実施要綱の制定について

〔 21 生産第 10202 号
平成 22 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10767 号

生産環境総合対策事業について、生産環境総合対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

なお、これに伴い、農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生産第 9734 号農林水産事務次官依命通知）、有機農業総合支援対策実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9836 号農林水産事務次官依命通知）及び施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9625 号農林水産事務次官依命通知）は廃止されたので御了知願いたい。

また、貴局管内の都府県知事及び地方農政事務所長には、貴職から通知された
い。

(別紙)

生産環境総合対策事業実施要綱

第1 趣旨

我が国の農業が持続的に発展していくためには、地球温暖化の進行や農業生産に由来する環境保全効果及び環境負荷を踏まえた上で、農業生産活動が行われる必要がある。

このため、生産環境総合対策事業（以下「本事業」という。）は、農業生産における地球温暖化対策の強化、有機農業の拡大・定着、施肥低減等による合理的な施肥体系への転換など、環境と調和した持続的な農業生産の拡大に向けた取組を総合的に推進するものである。

第2 事業内容

1 本事業の内容は、次に掲げるとおりとし、その詳細は別表第1から第3までに掲げるとおりとする。

(1) 農業生産地球温暖化対策事業（別表第1）

全国の農地土壌炭素含有量等の調査、温室効果ガスの排出量削減への取組に対する支援及び地球温暖化に適応するための技術普及を推進し、農業生産における地球温暖化対策の強化を図る。

(2) 有機農業総合支援事業（別表第2）

有機農業への参入希望者に対する研修情報の提供、有機農業に対する実需者等への普及啓発等を支援し、有機農業の拡大・定着を図る。

(3) 農業生産環境対策事業（別表第3）

肥料原料の安定確保に向けた取組、施肥体系転換推進のための指導體制の強化及び土壌診断等を活用した施肥低減等の取組を支援し、合理的な施肥体系への転換を図る。

2 本事業は、別表第1から第3までに掲げるとおり、地域段階での事業実施主体の取組を推進する事業については地区推進事業に、全国段階での事業実施主体の取組を推進する事業については全国推進事業に分類する。

3 1に掲げる事業のほか、災害等緊急に対応する必要がある場合であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に必要があると認めるときは、生産局長が別に定めるところにより事業を実施することができる。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、公募により事業種類ごとに別表第1から第3までの事業実施主体欄に掲げる者から選定された者とする。

なお、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、徹底した事業費の低減を図るよう努めるものとする。

第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 第6の1の事業実施計画において、生産局長が別に定める基準に従って目標年度に達成すべき事業の成果目標が定められていること。
- 2 地区推進事業にあつては、受益農家が原則として3戸以上であること。
- 3 その他生産局長が別に定める審査基準を満たしていること。

第5 事業実施期間

本事業の個々の事業は、単年度で完了することを原則とする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、別表第1から第3までの事業種類欄の事業ごとに事業実施計画を作成し、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道及び全国段階にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に次に掲げる区分ごとに提出し、その承認を受けるものとする。
 - (1) 地区推進事業にあつては、事業実施主体の主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局長等
 - (2) 全国推進事業にあつては、生産局長
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあった事業実施計画を審査し、外部の有識者の意見を踏まえ、承認を行うことができるものとする。
- 3 地区推進事業にあつては、当該事業の範囲が他の地方農政局長等の管轄区域を含む場合には、承認に当たって、あらかじめ関係地方農政局長等に事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。
- 4 2の承認に当たっては、地方農政局長等は、本事業の関係者以外の者の意見を聴くなど公平性の確保に努めるものとする。
- 5 次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、1から4までに準じて行うものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 成果目標の変更
 - (3) 事業実施主体の変更
 - (4) 事業実施期間の変更
 - (5) 事業量の30%を超える増減
 - (6) 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - (7) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第7 助成

国は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、事業

実施年度の翌年度に、地方農政局長等に第6の1の区分ごとに報告するものとする。

- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、その内容を審査し、必要に応じて当該事業実施主体に指導を行うものとする。また、当該事業の範囲が他の地方農政局等の管轄区域を含む場合には、関係地方農政局長等に報告書の写しを送付するものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、自ら評価を行い、生産局長が別に定めるところにより、その翌年度に地方農政局長等に報告するものとする。

なお、当該事業の範囲が他の地方農政局等の管轄区域を含む場合には、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に報告書の写しを送付するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会を開催し、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

なお、成果目標に対する進捗状況に著しい遅れがあると判断される場合又は目標年度において成果目標が未達成であった場合には、事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより、適切な措置を講じるものとする。

- 3 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。当該報告を受けた生産局長は、本事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行及び補助金の配分に反映させるものとする。

- 4 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第10 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、事業実施主体の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等と密接な連携を図るとともに、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、関係部局、試験研究機関等と一体となって、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、必要があると認める事項について、適宜、別に定めるところにより、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の執行に反映させるものとする。

第11 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策に配慮するものとする。

- 1 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 2 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 3 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 4 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）、

農業改良資金等農業金融に関する施策

- 5 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 6 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 7 バイオマスの利活用に関する施策

第12 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第9734号農林水産事務次官依命通知）、有機農業総合支援対策実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9836号農林水産事務次官依命通知）及び施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2により廃止した事業実施要綱に基づき平成21年度までに実施された事業の実施状況の報告及び評価については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第2、第3関係） 農業生産地球温暖化対策事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 地球温暖化防止策 (1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用 土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業 (2) 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策 ア 先進的省エネルギー加温設備等導入事業 イ 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業</p> <p>2 地球温暖化適応策 地球温暖化戦略的対応体制確立事業</p>	<p>助成の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 地区推進事業（事業種類欄の1の(2)のアの事業） (1) 園芸施設から排出される温室効果ガスの削減に必要な生産局長が別に定める設備の導入</p> <p>2 全国推進事業（事業種類欄の1の(2)のア以外の事業） (1) 協議会等の設置 (2) 調査の実施 (3) 技術等の普及 (4) 啓発活動 (5) その他必要な取組</p>	<p>事業内容欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 地区推進事業 (1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。） (4) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。） (6) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (7) 協議会（生産局長が別に定めるものをいう。）</p> <p>2 全国推進事業 (1) 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (2) 任意団体（生産局長が別に定めるものをいう。）</p>	<p>定額 ただし、事業種類欄の1の(2)のアの事業にあつては1/2以内</p>

別表第2（第2、第3関係）有機農業総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 有機農業参入促進対策 有機農業参入促進事業 2 有機農業普及啓発対策 有機農業普及啓発事業 3 有機農業調査支援対策 有機農業調査事業 4 有機農業栽培技術体系化促進対策 (1) 有機農業基礎データ作成事業 (2) 有機農業標準栽培技術指導書作成事業	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 全国推進事業（事業種類欄の全ての事業） (1) 協議会の設置 (2) 調査の実施 (3) 実証、試験の実施 (4) 技術の普及 (5) 啓発活動 (6) その他必要な取組	1 全国推進事業 (1) 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (2) 任意団体（生産局長が別に定めるものをいう。）	定額

別表第3（第2、第3関係）農業生産環境対策事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 全国調査及び指導体制等強化対策 (1) 輸入原料安定確保調査等事業 (2) 効率的施肥に係る技術情報等の収集・提供事業 (3) 減肥基準策定に向けたデータ収集事業 (4) エコファーマーネットワーク整備事業 (5) 施肥指導体制強化事業 (6) 全国指導者育成研修事業</p> <p>2 地域支援対策 土壌診断実施体制強化事業</p> <p>3 広域支援対策 地域有機資源肥料化推進事業</p>	<p>助成の対象は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 地区推進事業（事業種類欄の1の（5）の事業） (1) 指導体制強化に向けた検討会の開催 (2) 研修会・講習会の開催 (3) 施肥指導に資する調査及び情報収集 (4) その他必要な取組</p> <p>2 地区推進事業（事業種類欄の2の事業） (1) 土壌診断の実施及び診断結果に基づく施肥設計の見直し (2) 土壌診断に係る研修会の開催 (3) その他必要な取組</p> <p>3 地区推進事業（事業種類欄の3の事業） (1) 地域有機資源の探索及びその有効利用に向けた調査・検討 (2) 地域有機資源を原料とする肥料の周知・普及 (3) 肥料化装置等の導入 (4) その他必要な取組</p> <p>4 全国推進事業（事業種類欄の1の（1）から（4）まで及び（6）の事業） (1) 検討会等の開催 (2) 調査、研究の実施 (3) 研修会・交流会等の開催 (4) 普及・啓発活動 (5) その他必要な取組</p>	<p>事業内容欄の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>1 地区推進事業 (1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。） (4) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。） (6) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (7) 協議会（生産局長が別に定めるものをいう。） (8) 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、事業種類欄の1の（5）の事業にあつては、（7）に掲げる者のみとする。また、（8）の民間団体については、事業種類欄の3の事業のみ実施できるものとする。</p> <p>2 全国推進事業 (1) 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (2) 任意団体（生産局長が別に定めるものをいう。）</p>	<p>定額 ただし、事業種類欄の3の事業にあつては1／2以内</p>